

電 気 供 給 実 施 要 綱

(高 圧)

高 圧 電 力

2026 年 11 月 1 日 実 施

 東北電力株式会社

目 次

1 適用条件	1
2 季節区分	1
3 契約電力	1
4 料 金	1
5 予備電力Bをあわせて契約する場合の取扱い	2
6 そ の 他	3
附 則	4
別 表	5

高 圧 電 力

1 適 用 条 件

- (1) この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用するお客さまが、この実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

なお、契約電力は 500 キロワット以上であり、かつ、2,000 キロワット未満といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合上やむをえない場合で、当該一般送配電事業者等との協議が整ったときは、契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島等は除きます。

2 季 節 区 分

季節区分は、次のとおりといたします。

- (1) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

- (2) そ の 他 季

夏季以外の期間をいいます。

3 契 約 電 力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から 1 年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

- (1) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合

(5〔予備電力Bをあわせて契約する場合の取扱い〕により予備電力Bによって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,529円50銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	19円99銭	19円00銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

5 予備電力Bをあわせて契約する場合の取扱い

(1) 適 用 条 件

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、次の場合により予備電線路による電気の供給をお客さまが希望される場合には、予備電力Bとして、この実施要綱とあわせて契約することができます。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、契約電力は、予備電力Bによって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、4（料金）によって算定された金額に次のイの基本料金とロの電力量料金を加えた金額をその1月分の料金として申し受けます。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたしま

す。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については1月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源については1月につき契約電力と基本料金率（常時供給分の基本料金率といたします。）によって算定した値（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当電力量料金率を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの算定上、予備電力Bによって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(5) そ の 他

イ お客さまが希望される場合には、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他定めのない事項については、常時供給分の規定に準ずるものといたします。

6 そ の 他

(1) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

別 表

1 燃料費等調整

(1) 燃料費調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(2)ロに定める基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

(2) 市場価格調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(3)ロに定める市場基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 銭 9 厘
-------------	----------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(4)ロに定める離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----